



GX リーグ規程

GX リーグ事務局

改定履歴

2023 年 2 月 1 日	新規制定
2023 年 2 月 16 日	表現の修正

第1章 総則

第1条 (名称)

本リーグは、「GX リーグ (英文名: GX League)」と称する。

第2条 (目的)

GX リーグは、カーボンニュートラル (以下、「CN」という。) にいち早く移行するための挑戦を行い、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革 (以下、「GX」(Green Transformation) という。) を牽引していく企業群が、日本政府・大学等の教育機関・金融機関等 (以下、「官・学・金」という。) で GX に向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行うことを目的とする。

第3条 (定義)

本規程において使用する用語の意義は、以下に定めるところによる。

用語	意義
GX リーグ参画企業	GX リーグに参画している法人等
GX リーグ事務局	経済産業省及び経済産業省が委託する GX リーグの運営を行う事業者
GX リーグ賛同企業	「GX リーグ運営規程 (2022 年度)」第7条第1項に規定する GX リーグ賛同企業
Group G 企業	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定した 2021 年度の直接排出量が、10 万 tCO _{2e} 以上の GX リーグ参画企業
Group X 企業	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定した 2021 年度の直接排出量が、10 万 tCO _{2e} 未満の GX リーグ参画企業
年度	毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる期間又は Group X 企業が任意に設定する1年間
直接排出量	事業者の国内の組織境界における温室効果ガスの排出源からの直接的な大気中への温室効果ガスの排出量
間接排出量	国内における他者から供給を受けた電気、熱の利用により発生した電気、熱の生成段階での CO ₂ 排出量
排出削減目標	基準年度から目標の年度までの排出削減率、削減排出量及び目標の年度の目標排出量
基準年度	GX リーグ参画企業が GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り設定する排出削減目標及び NDC 相当排出量の前提となる年度
基準年度排出量	GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り算定された基準年度における排出量又は基準年度を含む連続する3か年度の排出量を平均した量
NDC 水準	別表1で定める基準年度から 2050 年 CN まで直線で削減を行う場合の 2023 年度から 2025 年度削減率を機械的に計算した削減率

NDC 相当排出量	直接排出にかかる基準年度排出量に 1 から各基準年度と目標となる年度に対応する NDC 水準を減じた数を乗じた量
超過削減枠	本規程第 6 章第 3 節に定める GX リーグ参画企業の排出削減量であり、GX リーグ事務局が発行する温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。）
適格カーボン・クレジット	カーボン・クレジットのうち GX リーグ事務局が選定するカーボン・クレジット
無効化	口座名義人が、超過削減枠又は適格カーボン・クレジットを無効化口座へ移転する等を行い、当該超過削減枠又は当該適格カーボン・クレジットをそれ以上移転できない状態にすること
通常創出	GX リーグ参画企業の第 27 条及び第 28 条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対し GX リーグ事務局が超過削減枠を発行すること
特別創出	GX リーグ参画企業の第 29 条から第 32 条に基づく超過削減枠の創出の申込みに対し GX リーグ事務局が超過削減枠を発行すること
直近排出量	GX リーグ事務局が定める 3 か年度の排出量を平均した量
超過削減枠登録簿	超過削減枠の管理のために、本規程及び超過削減枠登録簿規程に従い、GX リーグ事務局が作成及び運用する電磁的台帳
超過削減枠法人保有口座	超過削減枠登録簿上に開設された GX リーグ参画企業が超過削減枠を保有及び取引をするための口座

第 4 条（活動内容）

GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業は、第 2 条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- ① 2050 年 CN に向けた多様なビジネス機会の創造・共有を目的とする議論（以下、「CN を前提としたビジネス機会の創発」という。）
- ② CN 時代の市場創造やルールメイキングの議論（以下、「市場創造に向けたルール形成」という。）
- ③ 自ら掲げた目標に向けた排出量取引（以下、「GX-ETS」という。）
- ④ その他第 2 条の目的を踏まえた活動

第 2 章 GX リーグの運営

第 5 条（GX リーグ事務局）

- 1 GX リーグの運営を行う組織として、GX リーグ事務局を置く。
- 2 GX リーグ事務局は、GX リーグの運営において必要な業務を行う。

第 6 条（GX リーグ実施のための文書）

- 1 GX リーグは、本規程及び次の各項により策定する文書に従って実施する。

- 2 GX リーグ事務局は、本規程に基づき、GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業が従うべき事項を定めるため、GX リーグ参画要綱、GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンス、GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドライン、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン、GX リーグ第三者検証ガイドライン、超過削減枠登録簿規程及び GX ダッシュボード情報開示ガイドライン（以下、次項に定める文書と合わせて「関連文書」という。）を策定する。
- 3 GX リーグ事務局は、本規程及び前項に定める文書の策定後、追加的に策定することが必要となった事項を定めるため、文書を策定することができる。
- 4 GX リーグ事務局は、本規程、関連文書の改正及び廃止（以下、「文書の変更等」という。）を、事前に GX リーグ参画企業にメール等にて通知し、行うことができる。
- 5 文書の変更等を行った場合、GX リーグ事務局は、遅滞なく変更後の文書を公表する。
- 6 文書の変更等は、当該変更後の文書に特段の定めがある場合を除き、遡及しない。

第7条（GX リーグ事務局の業務）

- 1 GX リーグ事務局は、第5条第2項及び第6条第2項から同条第5項に定める業務の他に以下に掲げる業務を行う。
 - ① 第11条第3項に定める参画申込みの確認
 - ② 第13条に定める GX リーグ参画企業の取組に関する報告の確認
 - ③ 第4条第1号に定める CN を前提としたビジネス機会の創発を実施するために、対話の場を設置し、その運用について決定すること
 - ④ 第4条第2号に定める市場創造に向けたルール形成を実施するために、市場ルール形成のためのワーキング・グループ（以下、「市場ルール形成 WG」という。）を設置し、その運用について決定すること
 - ⑤ 第4条第3号に定める活動の運営
 - ⑥ GX リーグ事務局及び GX リーグ参画企業が、GX に関する情報のインプットを行うこと及び GX リーグ参画企業間の交流を行う場（以下、「GX スタジオ」という。）を設置し、その運用について決定すること
 - ⑦ GX リーグの活動及び GX リーグ参画企業の取組内容を外部に向けて発信をするためのウェブサイトを開設し、運営すること
 - ⑧ その他、GX リーグの運営に必要な事項
- 2 GX リーグ事務局は、前項に関し、GX リーグ参画企業に何らかの損害が生じた場合、GX リーグ事務局に故意又は重大な過失が存在しない限り、何らの責任を負わない。

第8条（GX リーグ参画企業以外の者の参加）

GX リーグ事務局は、必要に応じて GX リーグ参画企業以外の団体又は個人を GX リーグの活動に参加させることができる。

第9条（情報管理）

GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業の情報並びに GX リーグ参画企業の役員及び従業員等の個

人情報を個人情報保護に関する法律、これに関連する法令及びガイドラインに則り適法に管理する。

第3章 参画企業

第10条 (GX リーグ参画企業)

GX リーグ参画企業は以下に掲げる全ての事項に該当しなければならない。

- ① 日本法に基づく法人格を有すること又は外国会社（会社法第2条第2号に定める「外国会社」をいう。以下同じ。）
- ② 本規程に遵守することを表明すること

第11条 (参画手続)

- 1 GX リーグ賛同企業は、2023年5月15日にGX リーグ参画企業となる。ただし、2023年4月28日までにGX リーグ事務局にGX リーグに参画しない旨の意思表示を行ったGX リーグ賛同企業又は前条各号に該当しないGX リーグ賛同企業はこの限りでない。
- 2 GX リーグへ参画しようとするGX リーグ賛同企業以外の法人又は外国会社は、2023年4月28日までにGX リーグ参画要綱に則り、参画する旨をGX リーグ事務局に対し申し込まなければならない。
- 3 GX リーグ事務局は、前項の申込みに対し、申込みを行った法人又は外国会社が前条各号に掲げる事項に該当することを確認し、確認ができた場合、当該法人又は外国会社を、GX リーグ参画企業とする。

第12条 (途中参画)

- 1 2024年度からGX リーグへ参画しようとする法人又は外国会社は、2024年1月1日から2024年2月29日までに関連文書に則り、GX リーグに参画する旨をGX リーグ事務局に対し申し込まなければならない。
- 2 2025年度以降、GX リーグへ参画しようとする法人又は外国会社は、別途GX リーグ事務局が定める期間に関連文書に則り、GX リーグに参画する旨をGX リーグ事務局に対し申し込まなければならない。
- 3 GX リーグ事務局は、前二項の申込みに対し、申込みを行った法人又は外国会社が第10条各号に掲げる事項に該当することを確認し、確認ができた場合、当該法人又は外国会社を、GX リーグ参画企業とする。

第13条 (取組の報告)

- 1 GX リーグ参画企業は、以下に掲げる事項につき、2023年9月29日までに、GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める方法に則り、GX リーグ事務局に報告を行わなければならない。
 - ① 2025年度及び2030年度の直接排出量の排出削減目標
 - ② 2025年度及び2030年度の間接排出量の排出削減目標

- ③ 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計
 - ④ 2023 年度から 2025 年度の間接排出量の目標排出量の総計
 - ⑤ 基準年度
 - ⑥ 基準年度排出量
 - ⑦ 2013 年度及び 2021 年度の排出量実績
 - ⑧ その他 GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める事項
- 2 GX リーグ参画企業は、以下に掲げる事項につき、毎年度終了の日の翌日から 7 か月以内に GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める方法に則り、GX リーグ事務局に前年度にかかる報告を行わなければならない。
- ① GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに定める前年度における直接排出量及び直接排出量に関する報告事項
 - ② GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに定める前年度における間接排出量及び間接排出量に関する報告事項
 - ③ その他 GX リーグ参画企業に求める取組に関するガイダンスに定める事項
- 3 前二項に定める報告をやむを得ない事由により、期限までに提出できない GX リーグ参画企業は、GX リーグ事務局に事前に申し出なければならない。
- 4 GX リーグ事務局は、当該 GX リーグ参画企業にやむを得ない事由があったと認められる場合には、当該 GX リーグ参画企業に対して期限の延長をすることができる。

第 14 条 (GX リーグの活動への参加)

GX リーグ参画企業は、以下に掲げる活動を GX リーグ事務局が定めた期間内に行うことができる。ただし、前条で規定する報告を行わない GX リーグ参画企業は、この限りではない。

- ① GX リーグ事務局が設置する CN を前提としたビジネス機会の創発のための対話の場への応募
- ② GX リーグ事務局が設置する市場ルール形成 WG への応募
- ③ GX リーグ事務局に対する市場ルール形成 WG の設置に関する提案
- ④ CN を前提としたビジネス機会の創発のための対話及び市場ルール形成 WG の成果物に対する意見提出
- ⑤ GX リーグ参画期間中の活動に対する GX リーグ事務局が配布するロゴマークの使用
- ⑥ その他 GX リーグ事務局が第 2 条の目的に資すると判断した活動

第 15 条 (会費)

GX リーグ事務局は、原則として GX リーグ参画企業から会費を徴収しないものとする。

第 16 条 (脱退)

- 1 GX リーグ参画企業は、脱退を希望する 2 週間前までに脱退をする旨及び脱退理由を GX リーグ事務局に届け出、GX リーグから脱退することができる。
- 2 GX リーグ事務局は、GX リーグ参画企業が本規程を遵守しないとき、GX リーグの名誉を毀損する行為を行ったとき又は次に定める各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該 GX リーグ参

画企業を脱退させることができる。

- ① 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本条により、脱退をした GX リーグ参画企業は、2026 年 3 月 31 日まで、再度参画することはできない。

第4章 CNを前提としたビジネス機会の創発

第17条（ビジネス機会創発に向けた対話）

GX リーグでは、2050 年 CN に向け、多様なビジネス機会の創造・共有を目的に、GX リーグ参画企業間や、様々な地域、生活者等との対話を行う。

第18条（ビジネス機会創発に向けた対話への参加）

- 1 ビジネス機会創発に向けた対話の場へは、以下に掲げる者が参加する。
 - ① 参加者
 - ② 外部有識者
 - ③ GX リーグ事務局
- 2 前項第1号に定める参加者は、GX リーグ事務局の募集に対して、応募をした後、GX リーグ事務局が選定した GX リーグ参画企業とする。
- 3 GX リーグ事務局は、必要があると判断した場合、GX リーグ参画企業以外の者を本条第1項第2号の外部有識者として出席させることができる。

第5章 市場創造に向けたルール形成

第19条（市場ルール形成 WG の組成）

- 1 GX リーグでは、市場創造に向けたルール形成において、以下に掲げる事項に資する活動を行う。
 - ① GX に関する市場創造やルールメイキング
 - ② GX に関するルールの国際的な発信
 - ③ 官・学・金と連携した GX に関するルールの浸透
- 2 GX リーグ事務局は、前項の活動を行うため、以下に掲げる全ての事項に該当する領域を選定し、

市場ルール形成 WG を設置する。

- ① 産業横断的な領域
- ② 国際的に貢献できる領域
- ③ 投資促進につながる領域

3 GX リーグ事務局は、市場ルール形成 WG の設置にあたって、自ら提案するとともに、GX リーグ参画企業に対して GX リーグ事務局が定める要件を充足する提案を求めることができる。

第 20 条（市場ルール形成 WG の WG 構成員と役割）

1 市場ルール形成 WG は以下に掲げる者（以下、「WG 構成員」という。）から構成される。

- ① リーダー企業
- ② メンバー企業
- ③ オブザーバー
- ④ 外部有識者
- ⑤ GX リーグ事務局

2 WG 構成員は GX リーグの目的を遵守し、設置された市場ルール形成 WG の運営を主導するものとする。

3 リーダー企業は、GX リーグ参画企業のうち、GX リーグ事務局から指名された企業とする。

4 リーダー企業は、一の市場ルール形成 WG を代表し、当該市場ルール形成 WG の運営事務（会議の招集、議事進行など）、当該市場ルール形成 WG の議論及び実証に必要な業務（調査、資料作成、情報共有、実証の主導など）を担う。

5 メンバー企業は、一の市場ルール形成 WG への参加募集に応募した GX リーグ参画企業のうち、GX リーグ事務局及びリーダー企業から選定された企業とする。

6 メンバー企業は、一の市場ルール形成 WG の議論及び実証に必要な業務（調査、資料作成、情報共有、実証の主導など）を担う。

7 リーダー企業に特段の事情がある場合、リーダー企業が予め指名する当該市場ルール形成 WG に属する WG 構成員が、本条第 4 項の業務を行う。

8 GX リーグ事務局は、次条に定める詳細規程に則り、WG 構成員以外の者をオブザーバー又は外部有識者として市場ルール形成 WG に出席させることができる。

9 オブザーバー及び外部有識者は、市場ルール形成 WG の聴講、資料の提供、講演、その他必要な協力をを行い、その役割は GX リーグ事務局とリーダー企業が相談の上、決定する。

10 GX リーグ事務局は、WG 構成員が本規程及び次条に定める詳細規程に違反した場合、又はその他 WG 構成員として相応しくないと GX リーグ事務局が認める場合は、当該 WG 構成員を当該市場ルール形成 WG から除名することができる。

第 21 条（市場ルール形成 WG の運営）

1 リーダー企業は、市場ルール形成 WG の運営にあたり、詳細規程を GX リーグ事務局の合意を得て策定する。

2 リーダー企業は、メンバー企業及び GX リーグ事務局に対して、予め、市場ルール形成 WG の日

時、開催方法、場所、議題及びその他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 市場ルール形成 WG は、詳細規程に則り、定期または随時に開催する。ただし、リーダー企業が特に必要と認めたときは、これを臨時に開催することができる。
- 4 市場ルール形成 WG は、リーダー企業及びメンバー企業の過半数が出席しなければ、開催できない。
- 5 市場ルール形成 WG の合意形成は詳細規程に則り、行う。
- 6 市場ルール形成 WG の議事については、WG 構成員が、開催日時、場所、出席者、議論の経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 7 リーダー企業は、前条第 4 項に規定する市場ルール形成 WG に関する業務の一部を GX リーグ事務局に委任することができる。

第 6 章 GX-ETS

第 1 節 排出量の報告

第 22 条（排出量の算定・報告）

- 1 第 13 条第 1 項第 6 号に定める基準年度排出量並びに同項 7 号に定める 2013 年度及び 2021 年度の排出量実績は、GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り、算定・報告を行わなければならない。
- 2 第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める排出量についての報告は、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに則り、算定・報告を行わなければならない。

第 23 条（排出量の検証）

- 1 前条第 1 項にかかる報告は、GX リーグ基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに規定する範囲で、GX リーグ第三者検証ガイドラインに則り、限定的保証水準又は合理的保証水準の検証を受けなければならない。ただし、Group X 企業はこの限りでない。
- 2 前条第 2 項にかかる報告は、GX リーグ第三者検証ガイドラインに則り、限定的保証水準又は合理的保証水準の検証を受けなければならない。ただし、Group X 企業はこの限りでない。

第 2 節 自主目標に対するレビュー

第 24 条（自主目標の達成）

- 1 GX リーグ参画企業は、第 13 条第 2 項 1 号に定める直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の総計が第 13 条第 1 項第 3 号に定める 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計又は 2023 年度から 2025 年度の NDC 相当排出量の総計のうちどちらか多い方を上回らないように努めなければならない。
- 2 GX リーグ参画企業は、第 13 条第 2 項 2 号に定める間接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度から 2025 年度の間接排出量の総計が第 13 条第 1 項第 4 号に定める 2023 年度

から 2025 年度の間接排出量の目標排出量の総計を上回らないように努めなければならない。

第 25 条（自主目標達成手段）

GX リーグ参画企業は、前条に定める自主目標の達成のため、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに定める期日までに、超過削減枠又は適格カーボン・クレジットを無効化し、達成の手段とすることができる。

第 26 条（達成状況の公表）

GX リーグ参画企業は、前二条にかかる進捗及び結果並びに第 24 条に定める努力義務を達成できなかった場合は、その理由を GX ダッシュボード情報開示ガイドラインに基づき、GX ダッシュボードで公表しなければならない。

第 3 節 超過削減枠

第 27 条（通常創出）

- 1 Group G 企業は、2025 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2026 年 11 月末日までに GX リーグ事務局に対し、超過削減枠の創出の申込み（以下、「創出申込み」という。）をすることができる。
 - ① 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の総計が 2023 年度から 2025 年度の NDC 相当排出量の総計より少量であること
 - ② 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の総計と間接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度から 2025 年度の間接排出量の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を 3 倍した量より少量であること
 - ③ 全ての年度における排出量の実績について、第 23 条第 2 項の合理的保証水準の検証を受けていること
- 2 Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度から 2025 年度の NDC 相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計」と読み替える。
- 3 創出申込みを行う場合、Group G 企業は、基準年度排出量等算定・報告ガイドラインに則り直近排出量を GX リーグ事務局に報告しなければならない。

第 28 条（通常創出量）

- 1 創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項に定める事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

(算定式)

2023 年度から 2025 年度の NDC 相当排出量の総計－2023 年度から 2025 年度の直接排出量の総計

2 Group G 企業のうち、前条第 2 項で定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

(算定式)

2023 年度から 2025 年度の直接排出にかかる目標排出量の総計－2023 年度から 2025 年度の直接排出量の総計

3 前二項のうち、既に第 29 条又は第 31 条に基づき、特別創出を受けている場合は、超過削減枠の量から既に特別創出した超過削減枠の量を控除した量を発行する。ただし、超過削減枠の量から特別創出をした超過削減枠の量を控除した量が 0 未満となる場合は、当該 Group G 企業は、当該量が 0 に満つるまでの超過削減枠の取り消しを行わなければならない。

第 29 条 (2023 年度における特別創出)

1 Group G 企業は、2023 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2024 年 12 月末日までに GX リーグ事務局に対し、2023 年度から 2025 年度の直接排出にかかる目標排出量の総計の 2023 年度及び 2024 年度の内訳、第 27 条第 3 項に定める直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、超過削減枠の特別創出の申込み（以下、「特別創出申込み」という。）をすることができる。

- ① 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度の直接排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量より少量であること
- ② 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度直接排出量と間接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度の間接排出量の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計より少量であること
- ③ 2023 年度における排出量の実績について、第 23 条第 2 項の合理的保証水準の検証を受けていること

2 Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度の NDC 相当排出量」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計における 2023 年度の目標排出量」と読み替える。

第 30 条 (2023 年度における特別創出量)

1 前条による特別創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項に定める事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

(算定式)

2023 年度の NDC 相当排出量－2023 年度の直接排出量

2 Group G 企業のうち、前条 2 項に定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

(算定式)

2023 年度の直接排出にかかる目標排出量－2023 年度の直接排出量

第 31 条 (2024 年度における特別創出)

- 1 Group G 企業は、2024 年度終了後、以下に掲げる全ての事項に該当する場合、2025 年 12 月末日までに GX リーグ事務局に対し、2023 年度から 2025 年度の直接排出にかかる目標排出量の総計の 2023 年度及び 2024 年度の内訳、第 27 条第 3 項に定める直近排出量を GX リーグ事務局へ報告し、特別創出申込みをすることができる。
 - ① 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度及び 2024 年度の直接排出量の総計が 2023 年度及び 2024 年度の NDC 相当排出量の総計より少量であること
 - ② 直接排出量及び直接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年及び 2024 年度の直接排出量と間接排出量及び間接排出量に関する報告事項に記載する 2023 年度及び 2024 年度の間接排出量の総計の和が直接排出及び間接排出の直近排出量の総計を 2 倍した量より少量であること
 - ③ 2023 年度及び 2024 年度における排出量の実績について、第 23 条第 2 項の合理的保証水準の検証を受けていること
- 2 Group G 企業のうち、直接排出にかかる直近排出量が 2023 年度の NDC 相当排出量と同量又は少量である場合、本条第 1 項第 1 号の「2023 年度及び 2024 年度の NDC 相当排出量の総計」は、「直接排出にかかる直近排出量を 3 倍した量と同量又は少量である 2023 年度から 2025 年度の直接排出量の目標排出量の総計における 2023 年度及び 2024 年度の目標排出量の総計」と読み替える。

第 32 条 (2024 年度における特別創出量)

- 1 前条による特別創出申込みがあった場合、GX リーグ事務局は、当該 Group G 企業が、前条第 1 項に定める事項に該当すると認めるとき、以下の算定式により算定された量の超過削減枠を当該 Group G 企業の保有する超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座へ発行する。

(算定式)

$$2023 \text{ 年度及び } 2024 \text{ 年度の NDC 相当排出量の総計} - 2023 \text{ 年度及び } 2024 \text{ 年度の直接排出量の総計}$$

- 2 Group G 企業のうち、前条第 2 項に定める場合、前項の算定式は以下の算定式に読み替える。

(算定式)

$$2023 \text{ 年度及び } 2024 \text{ 年度の直接排出量にかかる目標排出量の総計} - 2023 \text{ 年度及び } 2024 \text{ 年度の直接排出量の総計}$$

- 3 前二項のうち、既に第 29 条に基づき、特別創出を受けている場合は、超過削減枠の量から既に特別創出した超過削減枠の量を控除した量を発行する。ただし、超過削減枠の量から特別創出をした超過削減枠の量を控除した量が 0 未満となる場合は、特別創出することができない。

第 33 条 (超過削減枠の管理)

GX リーグ参画企業は、超過削減枠を、超過削減枠登録簿規程に基づき、超過削減枠登録簿上の超過削減枠法人保有口座で管理・移転を行う。

第 7 章 GX スタジオ**第 34 条 (GX スタジオ)**

GXリーグ事務局は、GXリーグ参画企業が2050年CNに向けた取組を実践することを促進する目的で、GXリーグ参画企業間の交流を促すイベントを開催する。

第35条 (GXスタジオ参加者)

GXスタジオに参加することができる者は、以下に掲げる者とする。

- ① GXリーグ事務局の募集に対して応募したGXリーグ参画企業のうちGXリーグ事務局が選定した者
- ② GXリーグ事務局
- ③ その他GXリーグ事務局が選定した者

第8章 GXダッシュボード

第36条 (公表)

GXリーグ事務局及びGXリーグ参画企業は、GXダッシュボード情報開示ガイドラインに基づき、第4条にかかる活動をGXダッシュボードで公表する。

第9章 その他

第37条 (情報の取扱い)

- 1 GXリーグの活動においてGXリーグ事務局及びGXリーグ参画企業等、取組への参加者が提供する情報のうち、以下に該当する情報以外の情報を「秘密情報」とする。
 - ① 提供された時点ですでに公知の情報又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - ② 提供を受けた当事者が、GXリーグの活動以外から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ③ 提供された時点ですでに提供を受けた当事者が保有している情報
 - ④ 提供を受けた当事者が、提供された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑤ 提供した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく提供した情報
- 2 GXリーグ事務局及びGXリーグ参画企業等、取組への参加者は秘密情報を秘密として保持し、GXリーグの目的にのみ使用するものとし、事前に秘密情報を保有するGXリーグ事務局又はGXリーグ参画企業等、取組への参加者から承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。
- 3 前項に反し、GXリーグ参画企業等、取組への参加者が秘密情報を漏洩したことにより、当該秘密情報の保有する者が損害を被った場合、GXリーグ事務局は一切の責任を負わない。

別表1

基準年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2023年度削減率	27.0%	25.0%	22.9%	20.6%	18.2%	15.6%	12.9%	10.0%	6.9%
2024年度削減率	29.7%	27.8%	25.7%	23.5%	21.2%	18.8%	16.1%	13.3%	10.3%
2025年度削減率	32.4%	30.6%	28.6%	26.5%	24.2%	21.9%	19.4%	16.7%	13.8%

附則

第1条 本規程は、2023年2月1日から施行する。